**令和８年（フ）第１８８号**
釧路市愛国東４丁目33番13号　キャステール愛国　202、前住所釧路市文苑４丁目13番14号
債務者　川島　直美
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
釧路地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第６３号**
北海道北見市幸町５丁目２番６－305号、前住所北海道北見市相内町65番地41　相内団地１　104号、埼玉県越谷市大字大林402番地２アパートメントノイ104号
債務者　大西　裕之
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**令和８年（フ）第２８８号**
盛岡市南青山町２番１－206号　県営南青山アパート２号棟
債務者　石井　樹美
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（フ）第３００号**
盛岡市上米内字米内沢132番地45
債務者　大堂　春菜
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（フ）第３０３号**
盛岡市向中野二丁目５番10号　コーポ畠山203号、前住所埼玉県八潮市大字二丁目44番地１　パークサイドレジデンス101
債務者　中井　智子（旧姓安田）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（フ）第５０号**
茨城県日立市中丸町１丁目７番８号
債務者　古川　陽子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

**令和８年（フ）第２４８号**
群馬県佐波郡玉村町大字与六分135番地９
債務者　青木　寿麗
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第２６３号**
群馬県伊勢崎市下植木町639番地１　新井グループ運輸倉庫６、旧住所群馬県太田市台之郷町1423番地２　アルテハイツＡ－102号
債務者　有川　　栞
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第１６１号**
群馬県太田市別所町466番地１
債務者　田辺　美好
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

**令和８年（フ）第１０６１号**
埼玉県北本市深井１丁目72番地８
債務者　岡島　彩夏
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１２７１号**
埼玉県戸田市喜沢南２丁目６番18号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１３３３号**
埼玉県新座市栄四丁目２番24号　メゾンハルミ202号室、旧住所埼玉県新座市大和田五丁目２番24号　オークヒルズ102号室
債務者　平田　笑子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１３４５号**
埼玉県戸田市美女木北３丁目13番地の９　大島ハイツ305号室
債務者　大和田久美子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１３６２号**
さいたま市南区大字円正寺516番地５　ＫフラットⅡ　305
債務者　渡邉　篤志
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１４０５号**
埼玉県久喜市除堀994番地３
債務者　山岸　大悟
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１４３７号**
埼玉県川口市大字安行原1818番地の66　205号
債務者　西澤　大輔
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１４６２号**
さいたま市緑区馬場２丁目10番地22　プレステージグランデ１　102
債務者　千葉　慎平
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係